

広島県告示第四百二十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

令和四年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 域	区 分
倉橋島一〇トン未満いわし船びき網加入区（倉橋島区域）	瀬戸内海機船びき網漁業及び機船船びき網漁業のうち、総トン数一〇トン未満の漁船による二そういわし船びき網漁業